

令和元年6月27日  
総務省政策統括官(統計基準担当)

# 諮問第133号の概要

(自動車輸送統計調査の変更)

# 自動車輸送統計調査の概要（現行計画）

【平成26年12月15日承認】

## 調査の目的等

自動車輸送統計（自動車の輸送の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成し、我が国の経済政策及び交通政策を策定するための基礎資料を得るため、昭和35年から、毎月調査として実施。

## 調査の概要

登録自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条）及び軽自動車（同法第60条）のうち、国土交通大臣が選定等する自動車（報告者は、当該自動車の使用者）

区分	調査票様式	属性	報告者の数	報告者の選定方法	調査事項
貨物営業用自動車（トラック）	第1号様式の1	事業所	約2,000事業所	無作為抽出 （母集団数約15万事業所）	事業所の保有車両数、事業所の輸送量の合計、事業所の品目別輸送量等
	第1号様式の2	自動車	上記事業所から車種別に2両選定		自動車の種類、最大積載量、輸送回数、輸送区間、走行距離、輸送貨物の品目及び重量、休車日数等
貨物自家用自動車（トラック）	第2号様式	自動車	約9,700両	無作為抽出 （母集団数約637万両）	〃
旅客営業用自動車（バス）	第3号様式（乗合・貸切・特定）	自動車	約250両	無作為抽出 （母集団数約11万両）	自動車の種類、乗車定員、輸送回数、輸送区間、走行距離、輸送人員、休車日数等
	第3号様式の2（乗合）	事業所	約800事業所	全数	輸送人員、走行距離、運行回数、保有車両数等
	第3号様式の3（貸切）	事業所	約3,200事業所	全数	〃
	第3号様式の4（特定）	事業所	約100事業所	全数	〃
旅客営業用自動車（タクシー）	第4号様式（乗用）	自動車	約500両	無作為抽出 （母集団数約27万両）	乗車定員、輸送回数、輸送区間、走行距離、輸送人員、休車日数等

調査対象の範囲・対象数・調査事項

### 調査組織

国土交通省－民間事業者－報告者  
（郵送・オンライン調査（第3号様式の2, 3及び4のみ））

### 調査周期等

【調査の周期】 毎月  
【調査票の提出期限】 調査期間満了の15日後

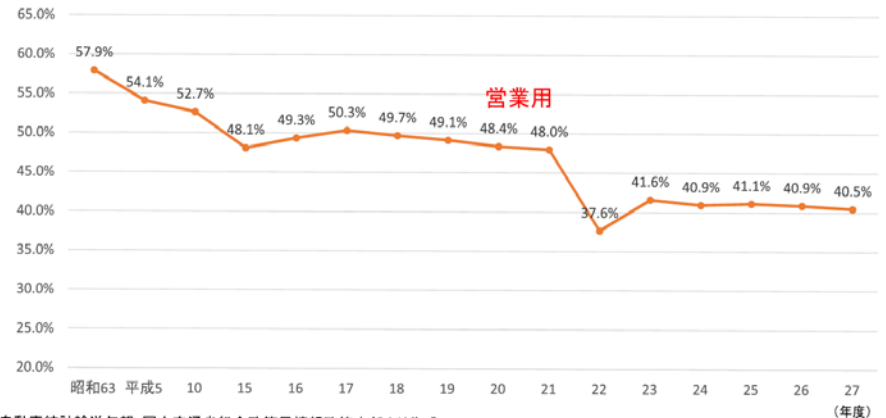
### 公表時期

- 自動車輸送統計月報は、調査月経過後2か月以内に公表
- 自動車輸送統計年報は、調査年度経過後6か月以内に公表

# 調査結果の利活用状況

- 1 物流施策関連の基礎データとしての活用
  - 物流事業の労働生産性の検証や物流効率化の輸送モード横断的な評価に係る基礎データ
- 2 国民経済計算の基礎データとしての活用
  - 「運輸・郵便業」の生産額を推計する際の基礎データ
- 3 産業連関表の基礎データとしての活用
  - 「道路貨物輸送」、「自家輸送」及び「道路輸送施設提供部門」の生産額等を算出する際の基礎データ
- 4 将来交通需要推計の基礎データとしての活用
  - 道路の将来交通需要推計における基礎データ
- 5 各種環境対策関連施策の基礎資料としての活用
  - 温室効果ガスの排出削減目標を実現するための対策・施策を検討する際の基礎データ（貨物車輸送トン数・輸送トンキロ・能力トンキロ）
- 6 業界団体及び民間研究機関等における活用
  - 業界団体におけるトラック輸送産業の現状と課題を把握するための基礎資料
  - 「環境自主行動計画（日本経済団体連合会作成）」における営業用トラックのCO2排出削減目標算出の基礎データ
  - 民間研究機関等において、国内貨物輸送（自動車）の需要予測のための基礎データ

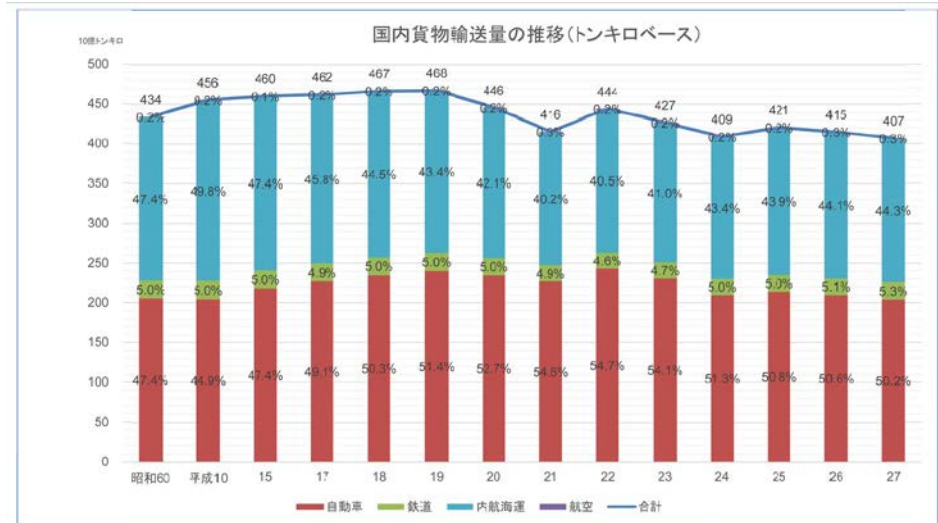
## トラックの積載効率の推移



※1 「自動車統計輸送年報」国土交通省総合政策局情報政策本部より作成  
 なお、平成22年度から、自家用貨物自動車のうち軽自動車を調査対象から除外する等調査方法を変更しているため、平成21年度以前と連続しない。

※2 積載効率＝輸送トンキロ／能力トンキロ

使用事例1（「第1回総合物流施策大綱に関する有識者検討会（平成29年2月16日（木）開催）」の資料より抜粋）



出典：総合政策局情報政策本部「自動車輸送統計年報」「鉄道輸送統計年報」「内航海運輸送統計年報」「航空輸送統計年報」より作成

使用事例2（同上）

# 変更計画の概要（その1）

【令和2年4月調査から適用】

## 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定。第Ⅲ期基本計画）

自動車輸送統計調査について、精度向上を図る観点から、平成29年度（2017年度）に実施する予備的調査、他の輸送統計及び行政記録情報の活用も含めて分析・検討を促進し、新たな調査手法による調査を開始。また、公表の早期化やニーズに応じた公表事項の充実、品目別輸送量の数値の安定化方策等について検討し、早期に結論。

### 変更の概要

貨物営業用（第1号様式）及び旅客営業用（第3号様式）について、報告者負担の軽減、公表の早期化及び結果精度の確保・向上を図るため、報告者の選定方法、推計方法等を見直すとともに、速報公表を創設

	現行計画			
	調査票様式	調査対象の範囲	報告者の数	報告者の選定方法
貨物営業用自動車	第1号様式の1	事業所	約2,000事業所	無作為抽出
	第1号様式の2	貨物自動車	上記事業所から車種別に2両選定	
旅客営業用自動車	第3号様式	旅客自動車（乗合・貸切・特定）	約250両	無作為抽出
	第3号様式の2	事業所（乗合）	約800事業所	全数
	第3号様式の3	事業所（貸切）	約3,200事業所	全数
	第3号様式の4	事業所（特定）	約100事業所	全数

	変更案			
	調査票様式	調査対象の範囲	報告者の数	報告者の選定方法
貨物営業用自動車	<b>事業所調査票の廃止</b>			
	第1号様式	貨物自動車	<b>約9,800両</b>	無作為抽出
旅客営業用自動車	第3号様式	事業所	約4,400事業所	全数
	第3号様式の2	旅客自動車（ <u>一般乗合、高速乗合</u> ）	<b>約1,000両</b>	無作為抽出
	第3号様式の3	旅客自動車（ <u>貸切</u> ）	<b>約900両</b>	無作為抽出

# 変更計画の概要（その2）

- 貨物営業用自動車調査について、これまでの報告対象の事業所を抽出した後、当該事業所から抽出車両を選定させていた抽出方法から、車両単位に抽出する方法に変更
- この変更に伴い、現行の事業所票を廃止するとともに、自動車票の報告対象の選定方法を変更

## 現行計画

### ① 事業所票

- 自動車運送事業者情報に基づき、地域別、保有車両規模別に報告対象の事業所を毎月選定（約2,000事業所）

### ② 自動車票

- ①で選定された事業所が保有する貨物自動車のうち、車種※別に自動車登録番号の小さいものを2台選定

※普通貨物自動車、小型貨物自動車、特種用途自動車及び軽貨物自動車

## 変更案

### ① 事業所票

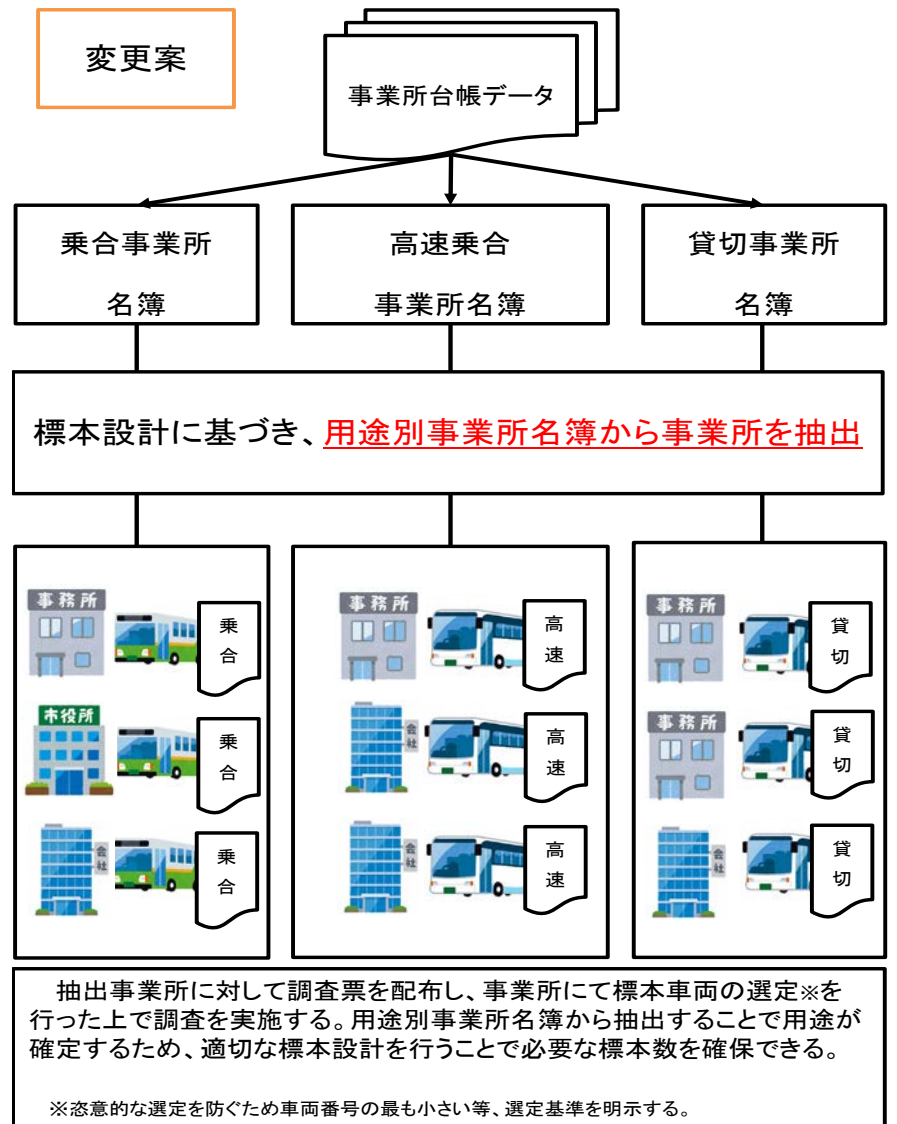
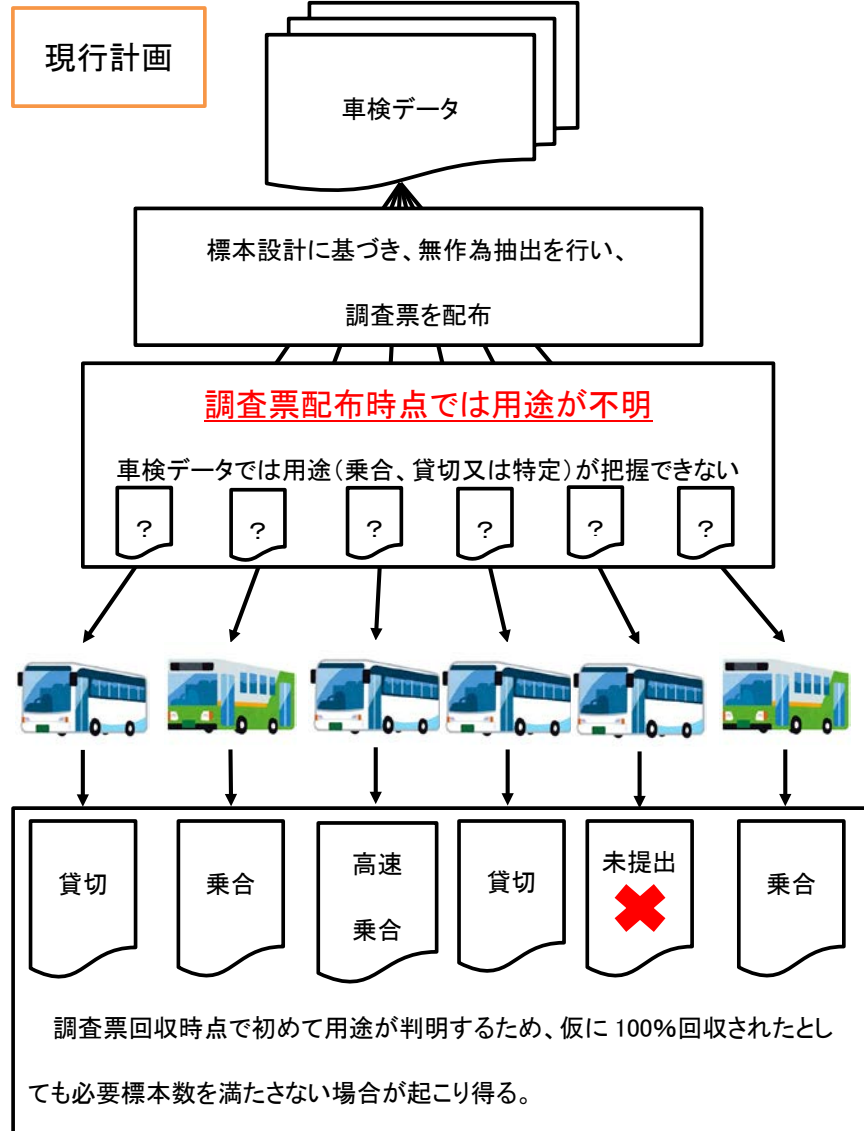
- 貨物営業用自動車調査を車両単位で抽出することにより、輸送トン数、輸送トンキロ等の推計が可能となることから、廃止

### ② 自動車票

- 自動車登録ファイル等に基づき、車両単位で四半期ごとに無作為抽出（約9,800両）
- 四半期のうち1月、4月、7月及び10月の調査では、報告対象の車両を全数調査（前期調査）、上記以外の月の調査では、報告対象の車両を毎月1/2ずつ（約4,900両）調査（後期調査）

# 変更計画の概要（その3）

- 旅客営業用自動車調査について、傾向が異なる用途別（一般乗合・高速乗合別）の精度確保を図るため、車両単位の抽出方法から、事業所単位に抽出した後に車両を選定させる方法に変更



## 変更計画の概要（その4）

- 平成31年（2019年）1月の月報が令和元年（2019年）6月7日に公表されるなど、恒常的に公表が3か月程度遅延  
⇒公表の早期化を図るため、公表方法に「速報」を追加（令和2年（2020年）10月調査分から適用）

### 現行計画

- 自動車輸送統計月報は、調査月経過後2か月以内に公表
- 自動車輸送統計年報は、調査年度経過後6か月以内に公表

### 変更案

- 自動車輸送統計月報は、**速報を調査月経過後2か月以内**、確報を速報公表後速やかに公表
- 自動車輸送統計年報については、調査年度経過後6か月以内に公表

### 公表の早期化に向けた対応

#### 【貨物営業用自動車】

- 事業所調査票（調査期間：調査実施月の1か月間）を廃止し、回収の早期化を実現

#### 【旅客営業用自動車】

- 2か月以内に調査結果を公表するため、未回収の事業所分の数値を代替推計し、早期公表を実現

# 現時点で想定される論点

## 1 計画変更全般

- ・ 今回の変更は、交通に関する統計整備の中で、どのような位置付け・役割を担っているのか。
- ・ 平成29年度に実施した「予備的調査」の結果はどのようになっているか。今回の変更は、その結果に加え、第三期基本計画の指摘や、行政ニーズの変化等を踏まえたものとなっているか。
- ・ 今回の変更対象外となっている「貨物自家用(第2号様式)」及び「旅客営業用(乗用・第4号様式)」を含め、更なる見直しの余地はないか。

## 2 貨物営業用自動車（トラック）調査

- ・ 今回の変更案である車両単位で抽出する方法は、前回答申（平成22年3月24日）以前に採用されていた選定方法と同じであり、問題ないか。
- ・ 車両単位での抽出に変更することにより、品目別輸送量の数値変動はどの程度抑制できるのか。事業所調査を取りやめることによる支障や影響はないのか。
- ・ 前期調査と後期調査に分割することによる効果は何か。調査方法が複雑になることにより、報告者や実査業務に支障や影響が生じるおそれはないか。

## 3 旅客営業用自動車（バス）調査

- ・ 上記2のトラック調査について、車両単位での抽出に変更する一方で、バス調査について、事業所を単位とする選定方法に変更する理由や効果は何か。変更による支障は生じないのか。
- ・ 母集団情報とする「事業所台帳データ」は適切な名簿情報として維持・管理されているのか。また、今回の変更により、報告対象の車両数が大幅に増加している理由は何か。

## 4 その他

- ・ 平成31年（2019年）1月の月報が令和元年（2019年）6月7日に公表されるなど、恒常的に公表が3か月程度遅延しているが、今回の速報公表の創設により改善は図られるのか。